

生環丙第164号
平成20年5月2日

所属長 殿

共	00	01	10	160	3年
---	----	----	----	-----	----

石川県警察本部長

硫化水素ガスの製造を誘引する情報の取扱いについて

近時、硫化水素ガスを用いた自殺において、自殺実行者以外の第三者が自殺目的で製造された硫化水素ガスを吸引して健康を害し、最悪の場合、命を失うという事態が生じている。

今後、インターネット上の標記情報の取扱いについては、次のとおりとするので、誤りのないようにされたい。

記

1 「硫化水素ガスの製造を誘引する」情報の取扱いについて

硫化水素ガスの製造行為自体は現行法で禁止されていないが、硫化水素ガスを製造した場合、自己以外の第三者が当該ガスを吸引して健康を害し、最悪の場合、命を失うという事態を招来するおそれが極めて高く、現に、自殺目的で製造された硫化水素ガスが自殺実行者以外の第三者に被害を及ぼす事案が多数発生している。

このようなことから、硫化水素ガスの製造方法を教示し、その製造を誘引する情報は、傷害という違法行為を誘引等する情報、すなわち、「硫化水素ガスの製造を誘引する」情報は、「情報自体から、違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報」と整理される。

今後、インターネット上にこのような情報があることを認知したときは、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対し、契約約款に基づく当該有害情報の削除等の措置を執るよう依頼されたい。また、本件に関する質疑等は、警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室（警電3493、3494）までされたい。

2 有害情報該当性の判断について

硫化水素ガスの製造を誘引したと判断されるためには、硫化水素ガスの製造方法に係る情報に加えて、

製造を誘引する（簡単に作れる等）

利用を誘引する（簡単・確実に死ぬる等）

と認められることが必要となる。

なお、化学式等の記述のみであるなど学術目的であると判断されるものは該当しない。

3 参考

平成20年4月30日付けで、次の2文書が発出されているので参考とされたい。

(1) 電気通信関係4団体の対応に関するもの

「硫化水素ガスを用いた自殺事案への対応について」（別添1参照）

(2) インターネット・ホットラインセンターの運用に関するもの

「硫化水素ガスの製造を誘引する情報の取扱いについて」（別添2参照）

警察本部生活環境課
サイバー犯罪対策室
(警3493、3494)